



\*この進路室だよりは、かならず保護者とも読み合わせをしてください。

## 夏期休業に向けて

### ◆夏の目標は「受験基礎力の完成」

「夏を制する者は受験を制す」とか「受験の天王山」などとも言われる高3の夏。今年度の夏休みは32日間です。暁峰祭を終えた直後から私のところへ、「英語が全くできないのですが、何から手をつけたらいいのでしょうか。」という相談を10件ほど受けました。本格的に受験モードになったみなさんは、焦りと不安ばかりを募らせても、多くの実りは得られません。また、夏休みの学習だけで大きな成果を得られることは期待しにくく、多くの生徒にとって夏の学習の結果が表れるのは秋頃だとされています。これからの受験勉強で、まず必要なことは冷静に自分の実力を見つめること。その上で、有効な計画を立てて、一日一日の地道な努力を続けることが大切です。

### ◆三者懇談期間にするべきこと

では夏休みを前にして、この懇談期間中にしておくべき事は何でしょうか？ その第一は受験勉強（の習慣付け）です。期間中は基本的に午前授業となり、放課後は普段以上に学習に充てる事ができます。8月2日（月）～6日（金）の夏期集中講座、さらに8月9日（月）の全統共通マーク模試も視野に入れ、自分の限界まで学習する事ができるでしょう。そのなかで現在のあなたの最大値を見出すとともに、少しでも引き上げておく事ができれば、本格的な受験生生活に突入できます。

次いでするべきことが、下記のような本格的な受験勉強の下準備という事になります。

- 目標とする大学・学部・学科を明確にすること（保護者との意思疎通は必須です）。
- 自分の実力を把握し、これから合格のために必要な学力を確認すること。
- やるべきことをリストアップし、学習計画を立てること。
- 1日の生活時間・学習場所・学習時間（夏休み中は目標10時間以上）を決めること。

### ◆まずは懇談会期間の生活スケジュールを定めよう！

|    | 6  | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 学習時間 |   |
|----|----|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|------|---|
| 平日 | 学校 |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   | H    |   |
| 休日 |    |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |      | H |

### ◆「令和4年度入試要項」発表される

先月「令和4年度大学入学者選抜実施要項」が、文科省から発表されました。実施要項は大学入試の「ルールブック」とも呼べるもので、例年この発表を基に各大学が具体的に自校の実施要項（様々な事務手続き等を含む）を定め、本格的な大学入試が始まっていきます。

以下に全体に共通するポイントを挙げておきます。

① **共通テストー第2日程は設けず、追試験は2週間後の実施に**

昨年度、例外的に設けられていた2回目の本試験は実施されず、志願者がコロナに罹患した場合等にも対応できる選択肢を確保するため、2週間後の1月29・30日に追試験が実施されます。追試験の試験場の設置場所は、コロナの感染状況等を踏まえ、秋頃を目途に決定・周知される予定です。

大学入学共通テストの試験日程

本試験 2022年1月15日・16日 / 追試験 2022年1月29日・30日

② **個別学力検査でも「追試験」か「別日程への振替」のいずれか実施**

各大学が実施する個別学力検査についてもコロナに罹患した志願者の受験機会を確保するため、「追試験の設定」または「別日程への振替」のいずれか一つの方策を必ず講ずるよう各大学に求められました。

③ **8月1日以降の個別学力検査中止などは原則認めず**

昨年度入試では、コロナ感染拡大の予測が不透明な中、いくつかの国公立大が2次試験の取りやめを公表しました。2022年度入試では、8月1日以降は個別学力検査を実施する教科・科目の変更や中止などは、原則行わないものとすることが明記されました。（当該大学が所在する地域の感染状況が著しく深刻であるような例外的な場合を除く。）

④ **総合型選抜の出願は9月1日以降**

昨年度入試では、総合型選抜の出願は休校期間に配慮し、9月15日からに変更されましたが、2022年度入試では9月1日以降に戻されました。

**重要 「進路室からの諸連絡」**

① **令和4年度大学入学共通テスト「受験上の配慮申請」について**

共通テストの受験案内が公表されました。皆さんには9月1日以降、学校から受験案内と要項を一斉配布してHRで記入説明などを行い、学校一括で出願します。なお、「障害等のある方への受験上の配慮」について出願前申請が始まります。配慮事項（裏面、または大学入試センターホームページを参照のこと）に該当し配慮を必要とする場合には、懇談会などを利用して学級担任までご相談ください。

② **総合型選抜・推薦入試への対応について**

推薦入試の利用を検討している生徒もいることでしょう。しかし高校あたりの出願人数に制限があつて希望通りにならない場合には、総合型選抜の受験を検討することになります。例年7月は各大学が入試要項を発表する時期であり、志望校の推薦入試を検討している生徒はこまめに各大学のホームページを参照したり、入試要項を取り寄せたりしましょう。総合型選抜の出願が9月であれば、夏休み中から準備が必要です。希望する生徒は、懇談会中に学級担任へ申し出てください。

③ **三者懇談会中の進路指導室対応について**

平日の懇談日には、進路指導室を17時まで開放し担当職員が常駐します。資料の閲覧などにご利用下さい。また進路室の担当職員と相談を希望される場合は、事前にご連絡下さい。

※裏面は「共通テスト受験案内（障害等のある方への受験上の配慮）」からです→

## 4 障害等のある方への受験上の配慮

- (1) 大学入学共通テストの受験に際し、病気・負傷や障害等のために、解答方法、試験室、座席及び所持品等について、(2)のような配慮を希望する志願者は、令和3年10月7日(木)までに申請してください。大学入試センターは、志願者からの申請を審査の上、受験上の配慮事項を決定します。決定に当たっては個々の症状や状態等を総合的に判断します。

この申請がなければ、各試験場では受験上の配慮を行いません。日常生活において使用している補聴器、松葉杖、車椅子等の使用を希望する場合や、病気・負傷や障害等により、マスクを着用することが困難で、マスクを着用せずに受験することを希望する場合も、受験上の配慮の申請が必要となりますので、申請し忘れないよう、十分に注意してください。

なお、「座布団」「ひざ掛け」「タオル(サイズは問わない。)」 「ティッシュペーパー」「ハンカチ」「目薬」の持参使用については、受験上の配慮の申請は不要です。

受験上の配慮の対象となる者や配慮の具体的な内容、申請方法等は「**受験上の配慮案内〔障害等のある方への配慮案内〕**」に掲載しています。入手方法については、(3)を参照してください。

### (2) 区分別受験上の配慮事項の例

各区分の代表的な配慮事項の例は下表のとおりです。申請の際は必ず「**受験上の配慮案内**」を参照し、必要な配慮事項を申請してください。

| 区 分     | 対 象 と な る 者  | 配 慮 事 項 (例)   |
|---------|--|---|
| ① 視覚障害  | <ul style="list-style-type: none"> <li>点字による教育を受けている者</li> <li>両眼の矯正視力がおおむね0.3未満の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者</li> <li>視力以外の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者</li> <li>上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>点字解答・文字解答</li> <li>試験時間の延長</li> <li>拡大文字問題冊子(14ポイント・22ポイント)の配付</li> <li>拡大鏡等の持参使用</li> <li>窓側の明るい座席を指定</li> <li>照明器具の持参使用又は試験場側での準備</li> </ul> |
| ② 聴覚障害  | <ul style="list-style-type: none"> <li>両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者</li> <li>上記以外で聴覚に関する配慮を必要とする者</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳士等の配置</li> <li>注意事項等の文書による伝達</li> <li>座席を前列に指定</li> <li>補聴器又は人工内耳の装着</li> <li>リスニングの免除</li> </ul>  |
| ③ 肢体不自由 | <ul style="list-style-type: none"> <li>体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者</li> <li>両上肢の機能障害が著しい者</li> <li>上記以外で肢体不自由に関する配慮を必要とする者</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>チェック解答・代筆解答</li> <li>試験時間の延長</li> <li>介助者の配置</li> <li>試験室を1階に設定</li> <li>トイレに近い試験室で受験</li> <li>車椅子、杖の持参使用</li> <li>試験場への乗用車での入構</li> </ul>     |
| ④ 病弱    | <ul style="list-style-type: none"> <li>慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患、消化器疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>試験室を1階に設定</li> <li>杖の持参使用</li> <li>別室の設定</li> </ul>  |
| ⑤ 発達障害  | <ul style="list-style-type: none"> <li>学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害等のため配慮を必要とする者</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>試験時間の延長</li> <li>チェック解答</li> <li>拡大文字問題冊子(14ポイント・22ポイント)の配付</li> <li>注意事項等の文書による伝達</li> </ul>  |
| ⑥ その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>①～⑤の区分以外で配慮を必要とする者</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>トイレに近い試験室で受験</li> <li>座席を試験室の出入口に近いところに指定</li> </ul>   |

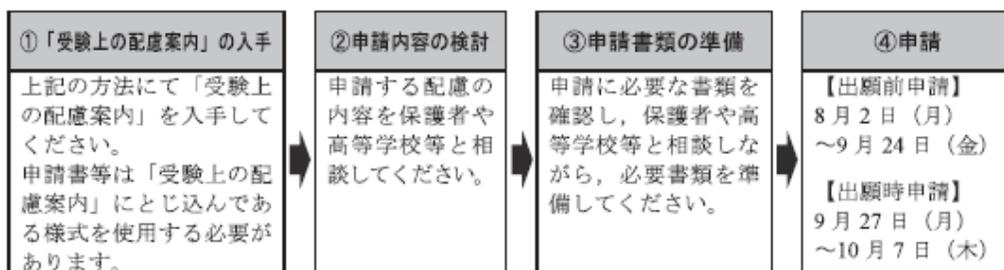
### (3) 「受験上の配慮案内〔障害等のある方への配慮案内〕」の入手方法

受験上の配慮を希望する志願者は、できるだけ早い時期に「受験上の配慮案内」を次の①又は②の方法により入手してください（大学等では配付していません。）。申請に必要な申請書等の様式は、「受験上の配慮案内」に同じ込んであります。

- |  |
|--|
| ① 大学入試センターのホームページ（→裏表紙）からダウンロードできます。申請書や診断書等の様式をダウンロードしてそのまま使用することができます。 |
| ② 次のア・イを封筒（表面に「受験上の配慮案内請求」と朱書すること。）に入れて大学入試センター事業第1課（→裏表紙）に郵便で請求してください。  |
| ア 氏名、現住所、電話番号、在学（又は出身）学校名を記入した便せん等                                       |
| イ 返信用封筒（角形2号：縦33.2cm・横24cm、表面に現住所・氏名を記入し、250円分の切手を貼る。）                   |

（注） 上記の金額は、令和3年5月31日現在のものです。郵便料金に変更になった場合は、変更後の郵便料金によってください。

#### 【「受験上の配慮案内」入手後の受験上の配慮申請の流れ（例）】



※ 詳しいことは「受験上の配慮案内」で確認してください。受験上の配慮の内容や申請方法等について不明な点がある場合には、できるだけ早めに大学入試センター事業第1課（→裏表紙）に問い合わせてください。

### (4) 出願前申請

希望する配慮事項によっては審査に時間がかかる場合もあるため、受験上の配慮については、出願前から申請を受け付けます。できるだけ早めに、申請してください。

**出願前申請受付期間：8月2日（月）～9月24日（金）まで（9月24日消印有効）**

出願前に審査結果の通知を希望する場合は、9月3日（金）（消印有効）までに申請してください。この場合、審査結果は、9月下旬までに「受験上の配慮事項審査結果通知書」により通知します。

なお、この出願前申請を行っただけでは出願をしたことにはなりません。出願する場合には、この手続のほかに、必ず出願期間内（9月27日～10月7日）に志願票等の出願書類を提出してください（→p.11）。

### (5) 志望大学との事前相談

障害等の種類と程度によっては、志望大学の個別学力検査等や修学上（入学後の大学生活等）の配慮が必要となることがありますので、別途、志望大学が定めている期日までに相談してください。

※裏面は「共通テスト受験案内（障害等のある方への受験上の配慮）」からです→